

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○公有財産規則の一部を改正する規則

(管 財 課)

1

訓 令 甲

○公印規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

1

規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第三項中「及び船舶等」を「、建物以外の工作物又は船舶等の動産」に改め、「（建物」の下に「又は建物以外の工作物」を加える。

第二十七條第四項中「建物」の下に「又は建物以外の工作物」を加える。

第四十二條中伴つ場合」の下に「その他知事が特別の理由があると認める場合」を加える。

第四十七條第二項に次の一号を加える。

三 法第二百三十八條第一項第六号又は第七号に規定する財産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十六号に規定する金融商品取引所に上場されている株式を除く。）の処分に關する事務 当該財産を取得した部局

「 申 請 人 住 所 氏名又は名称

㊦

様式第二十号中

「 連帯保証人 住 所 氏名又は名称

」

を

「 申 請 人 (ふりがな) 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、同様式備考一中

「 連帯保証人 (ふりがな) 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、

「(4) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

を

「(4) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

改め、

(5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

を

「 申 請 人 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、

「 申 請 人 (ふりがな) 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、同様式備考一中

「(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

を

「(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

改め、

「(3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

改め、

「(4) その他知事が必要とする書類

を

「 申 請 人 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、

「 連帯保証人 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、

「 申 請 人 (ふりがな) 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、同様式備考一中

「 住 所 氏名又は名称

」 ㊦ ㊦ 改め、同様式備考一中

連帯保証人
(ふりがな)
氏名又は名称

④

「(3) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

「(4) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
に改める。」

(5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

「 申請人 住所 氏名又は名称

様式第十三号

住所 氏名又は名称

④

連帯保証人
(ふりがな)
氏名又は名称

④

を

申請人
(ふりがな)
氏名又は名称

④

に改め、同様式備考中

連帯保証人
(ふりがな)
氏名又は名称

④

「1 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書を添付してください。」を
「1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。」に改める。」

(1) 申請人の印鑑登録証明書

(2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。」

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。」

別表第二号の表1の項中

危険物取扱者免状用消防設備士免状用職業訓練指導員免許証明書用	方一〇	宮 城 県 知 事 印	私学文書 課 長
--------------------------------	-----	----------------	-------------

を

危険物取扱者免状用消防設備士免状用職業訓練指導員免許証明書用	方一〇	宮 城 県 知 事 印	私学文書 課 長
二級建築士免許証明書用 用木造建築士免許証明書用	方 五	宮 城 県 知 事 印	私学文書 課 長

に改める。」

附 則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。」